

株式会社四国物流サービス

次世代育成支援対策推進法及び、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに活躍でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

【次世代育成支援対策推進法】

目標 1：男性労働者で育児休業又は育児目的休暇を取得したものを 2 名以上とする。

＜取組内容＞

令和 7 年 4 月～ 男性社員の育児休業取得に関する周知
対象者へ育児休業取得の推進

目標 2：フルタイム労働者のうち、25 歳～39 歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を各月 3%削減する。

＜取組内容＞

令和 7 年 4 月～ 現状把握を行い、業務効率化など必要な対策を講じる

【女性活躍推進法】

目標 3：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 10%以上にする。

＜取組内容＞

令和 7 年 4 月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリングを実施
従来、男性労働者中心であった職務への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与を実施

目標 4：男女の勤続年数の差を 5 年以下とする。

＜取組内容＞

令和 7 年 4 月～ 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を実施
短時間勤務制度・フレックスタイム制等による柔軟な働き方の運用を試行的に開始